

開会（9：54）

○川島 要委員長 ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は全部で3件であります。

審査順序は、お手元に配付の議案審査順表のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川島 要委員長 御異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりとさせていただきます。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、上下水道部所管の議案審査に入ります。

議第46号「令和5年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

当局に対し、質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○池谷和正委員 その他でいいですか。その他というか、すみません。

今、志太広域の消防なんかだと、大体の同じ分類の車種の写真だったりとか形状だったりとかというふうで、要は、日々進歩しているんですね、物自体は。だから、バキューム車2台購入は購入で分かるんですけど、自分からすると、何年間使用なのか、何キロ使用なのかという切替えのタイミングの説明をまず欲しいと。

できれば、写真とか画像というものが、この時代だったら、大体こういうものを購入したいという目標となるものを資料として提示をまずできないのかというのを聞きたいです。

○山内高人下水道課長 交換の時期の目安ですけど、10年10万キロといったところを1つの目安にしております。それで、実際、日々点検等をする中で、状態を見ながらやっているというところで、今回替える2台につきましては、平成21年に購入したもので、走行距離17万キロのものと22万キロのものでございます。

それで、あと、写真のほうを、どのようなものかといったところ、例えば、ホームページで掲載するだとか、そういった意味合いですか。

○池谷和正委員 はい。

○山内高人下水道課長 例えば、そのような形でお示しすることは可能かなと。この中で何かといった。いいですか。

○池谷和正委員 分かりました。距離数のほうと替えるタイミングというのは、新人議員もいますので、少し説明をまた聞いたというところはあるんですけど、今のこの時代だと活字だけで、車両のスペックが日々進歩している中で、消防車両なんかは日々変わっているところですよ。なので、車体のベースとなる、ああいうのは特注で作っている車両になるものですから、元がこうだと示し切れないのはあるかもしれませんが、前回買ったときにはこの程度だったけど。

そういったものをより分かりやすく、委員会の審査のときは画像提供で出すとかという努力はしておいたほうが、ただ2台でキロ数が来たら、でも、中には、これから修理

してでも長く物を使っていくという論調の人の中にはいるんですよ。使い終わったバキュームカーというのは処理されて、再利用されずに廃車になっていくのか。今、消防車なんかは、ほかの国へ出して利用できるものやから、どんどん利活用していくみたいな話もあったりするんで、今のこれからの時代というのは、SDGsも絡んでくると、いろんな方法の話もしながら車両の購入という、入れ替えるという形で、当局側からしても、ただ買いますよじゃなくて、ある程度、幅を持たせた説明ができるかどうかというのを今聞いただけですので、一応参考までをお願いします。

○山内高人下水道課長 ありがとうございます。

○川島 要委員長 ほかに。

○秋山博子副委員長 これ、債務負担行為で、令和5年と令和6年とになっています。説明で、車両の整備というんですか、様々作り上げるのに時間がかかるからというふうだったんですけども、2台とも同じ時期に、いつ頃納車の予定でしょうか。

○山内高人下水道課長 それこそ半導体の供給不足が世界的に起こっているといった形でございます。それで、車両について大体14か月から15か月かかるといったところでございます。したがって、今、今回審議いただいて、予定では令和5年8月に発注の準備に取りかかりまして、来年の、令和6年12月、もしくは1月、そこら辺をめどに納車はできるというふうに考えています。

以上です。

○秋山博子副委員長 半導体の世界的な供給の不足といったらいいんでしょうか。価格なんですけれども、そうしてくると、国際的な事情によって、今、購入の債務負担の金額は大丈夫なのかなというところはどうでしょうか。

○山内高人下水道課長 価格については、販売している事業者にも今のこの価格がどのぐらいの範囲で、納車としてこのぐらいのことを考えているんだけど、聞き取りの中で情報を得て価格を定めております。要するに見積りをいただいている。参考見積りをいただく中で価格は設定しているといったところでございます。

○秋山博子副委員長 消防自動車関係だと、市内の事業者さんから購入という場合もあるんですけど、こういったバキュームのし尿処理の車というのは、業者さんというのは数少ないと思うんですが、どこになるんですか。

○山内高人下水道課長 車両としては、いすゞかどちらかのメーカーの車両になろうかと思っておりますので、今、先ほどからもお話のとおり特殊車両でございますので、県内の販売可能な業者を指名して入札をしております。

以上です。

○川島 要委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 ないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

議第46号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○川島 要委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決するものと決しました。

以上で、上下水道部所管の議案の審査は終了いたしました。

上下水道部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩をいたします。

休憩（10：02～10：03）

○川島 要委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、経済部所管の議案審査に入ります。

議第49号「焼津市温泉スタンド条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

○川島 要委員長 当局の説明は終わりました。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○秋山博子副委員長 スタートするのは9月から供給開始といいますか、販売開始ということでしょうか。

○多々良智彦商工観光課長 おっしゃるとおりで、9月1日からのことになりますけれども、今の予定ですと8月31日、前日にオープニングをやるつもりではいるんですけれども、供給はそうです。

○秋山博子副委員長 それから、販売者について触れているところがあるんですけれども、この販売者は市長の許可を得るということが書かれていますが、販売者について、こういうルールといいますか、そういったものはあらかじめ決めてあるんですか。例えば、販売する金額についてのルールであるとか、そういうことだとか、何か詳しく決めてあることがあれば教えてください。

○多々良智彦商工観光課長 許可のほうは、この時点で車両の確認等をさせていただくつもりではいるんですけれども、販売に対するルールというのは、今のところ考えてはいません。

○秋山博子副委員長 そうすると、じゃ、販売者は、仕入れの値段があり、それで、どこで売るのが分かりませんが、何らかのやり方で販売すると思うんですが、そのときに、ある程度の販売価格についてのルールだとか、そういうのというのは、市場に任せるといって、そういうことになるのでしょうか。

○多々良智彦商工観光課長 仕入れ値のほうは、10リッター100円というふうになっておるんですけれども、それでここでの人件費とか車の維持費等があると思いますので、売値については、その方にお任せということになると思います。

○岡田光正委員 販売者が10リッター。

○川島 要委員長 10リッター100円ですね。

○多々良智彦商工観光課長 販売者、はい。

- 内田修司委員 一般と同じということか。
- 岡田光正委員 業務用とは違うんだ。ちょっと待って、販売……。
- 川島 要委員長 ほかにございますか。
- 藤岡雅哉委員 私も市側の販売価格に対する質疑です。これ、一般向けの料金が、10リットル当たり100円、それから事業者向けのは段階的だという話なんですけど、これを算定される根拠ってどういうところになりますか。決められた根拠。
- 多々良智彦商工観光課長 100円の根拠なんですけれども、想定といたしまして、1回の使用量を30リットルというように仮定し、年間で、それを販売して約300万円というような仮定をしております。それに対し支出のほうを年間270万円になるというような想定でございまして、それで差額30万円というところを割り戻しまして、10リットル100円というような計算方法になっております。
- 藤岡雅哉委員 すみません。全く理解できませんでした。もう一度お願いします。
- 川島 要委員長 駄目かね。
- 多々良智彦商工観光課長 すみません。まず、1日の利用者を約30人というふうに見込んでございまして、それは焼津市の人口の0.15%ということで、それが約206人ということになっております。それで、206人が週7日使うという考え方でいきますと、1日30人が使うというふうになります。それで、1日30人……。
- 川島 要委員長 式を書いてもらったほうがいいね。
- 多々良智彦商工観光課長 それで、1回の購入単価というものになるんですけれども、1回の購入単価が、浴槽が300リッターで10分の1の希釈ということで、1回に30リットル使うでしょうということになります。
それで、年間の想定コストを今の中で割り出しますと、すみません。
- 川島 要委員長 すみません。これは簡単に説明文か何かで頂いたほうが、今口頭で聞いてもあんまり頭に入ってこないんですけれども。
- 多々良智彦商工観光課長 表でいくと、そうですね。すみません。計算方法のところを資料で、すみません。
- 川島 要委員長 そんな資料でもらえればいいですか。
- 藤岡雅哉委員 じゃ、質疑を変えますが、どうも今のお話の流れからいくと、収支を合わせようと、つまりかかっている原価に対して、売上げでカバーしようという考え方が見えるんですが、それで正しいですか。
- 多々良智彦商工観光課長 その考え方で正しいと思います。
- 藤岡雅哉委員 意見はあれですね。質疑ですね。
- 川島 要委員長 そうですね。
- 藤岡雅哉委員 じゃ、いいです。大丈夫です。
- 内田修司委員 今のところの関連ですけど、よそというところとあれですね。例えば、熱海とか伊東とか、要するに温泉スタンドをやられているところもあると思うんですけど、その価格等は参考にされたとか、そういったことはないということですね。
- 多々良智彦商工観光課長 現在、温泉スタンドのほうの数字のほうは参考にしております。ちなみに、伊豆市になるんですけれども、伊豆市のほうのスタンドですと18リットルで30円とか、沼津市の戸田温泉なんですけど500リットルで200円ということで、リ

ッターで0.5円から20円ぐらいなどで推移をしております。

○内田修司委員 高いと思いますね。

○川島 要委員長 高くなっちゃうね。いいですか。

○内田修司委員 はい。

○川島 要委員長 ほかにありますか。

○岡田光正委員 それで、その関係なんだけど、実際のところ、全国的に見てというか、この数字でもって、要は施設をペイさせようという考え方というのは分かるけど、基本的によそのものと比べて高いなというのは確かにあると思うんですわ。

それで、さっき、10リットルを1つの基準として考えていると言ったけど、例えば、お風呂、あれ、180リットルだよ。そうすると、1回お風呂へ入れたやつは1,800円かかるわけだ。

○多々良智彦商工観光課長 10分の1で希釈をするので。

○岡田光正委員 10分の1の希釈。

○多々良智彦商工観光課長 はい。

○岡田光正委員 そのまま使うんじゃないで。

○多々良智彦商工観光課長 はい。

○岡田光正委員 そういう形になる。

○多々良智彦商工観光課長 そうですね。

○岡田光正委員 じゃ、よそのあれとは違うということね。

○多々良智彦商工観光課長 そうですね。

○岡田光正委員 なるほど。原湯で使っちゃまずいの。

○多々良智彦商工観光課長 そのまま使っても、お風呂の湯沸かしとかの関係になると思うんですけども、施設のほうが源泉に対して耐えられるものであればいいんですけども、焼津は塩分等が強くなって、沸かしてしまっただけのほうは故障する場合もあるものですから、それで10分の1に薄めていただくと、すごく心配なく使えるというふうな形です。

○岡田光正委員 そういうことですね。

○藤岡雅哉委員 すみません。委員長にこの紙を渡します。すみません。私、この単価が、一般市民向けの単価が非常に気になりましたので、インターネット上で全国43ぐらいの温泉スタンドというものの単価を調べました。中には無料のものが4市とか町とかありましたけれども、一番高いところが京都で1リットル当たり60円、その次が埼玉で10円。ですから、焼津市は、これで10リットル100円にしますと2番目に高い。ほぼ一番高いと言っても過言じゃないという設定になると。

もう一つ、先ほど30リットルが想定ってされましたけれども、私も温泉スタンドのホームページを幾つも眺める中で、大体同じトーンで書かれているのが、一般的な家庭のお風呂だと約200リットルなので、20リットル入れれば100円とか200円で温泉が楽しめるみたいな言い方がしてあるので、なおかつ、家庭用のポリタンクって20ぐらいじゃないですか。多分、30リットルってあんまりなくて、30リットルはすごい重いし、大体が1回で終わらないから、くみ直しというか、蛇口を変えてやるわけですよ。だから、20リットルを1回で100円、ぽんってやるという考えのほうが、すごくシンプルかなっ

てちょっとと思って、半額でいいんじゃないかなという、私の意見なんですけれども。そういう調べをしましたということです。

○川島 要委員長 これは提案ですね。

○藤岡雅哉委員 ごめんなさい。質疑じゃないんです。すみません。

○岡田光正委員 将来的に全国ね。

○川島 要委員長 一応参考の意見としてね。

何かあります、意見は。特になければいいですよ。

○多々良智彦商工観光課長 10リットル100円とか、高いものになってしまうんですけれども、使い方が、よそのところは分らないんですけれども、うちのところは10分の1に薄めるというような仮定でおりますので、ちゃんと埋め合わせできるのかなというような気持ちではおります。

それと、あと、無料配湯を行いましてアンケートを取ったときに、単価の設定等もアンケートを取ったんですけれども、そのときに10リットル100円くらいならというようなアンケート結果もあったということで、このような価格になったと。

以上です。

○藤岡雅哉委員 もう一つの比較として、やいちゃんの温泉の素が販売をされていると思いますけれども、一番ちっちゃい袋の小袋が120円。つまりお風呂1回入るのに120円。大袋になると1回当たり80円という形です。やっぱり100円ぐらいが妥当なのかなというのが感覚でしたという。ごめんなさい。また、意見です。すみません。

○多々良智彦商工観光課長 ありがとうございます。

○川島 要委員長 御参考に。

○池谷和正委員 あくまでも条例の審査ということなので、今日に至るまで委員会のほうでは、多分それぞれの委員が目を通してきて、中身については多分問題ないということまで今聞いていて、価格だけ言っているんですけど。

実は、私たち、議員になってから温泉スタンド、前任の部長ともちょっとお話をしていたんですけど、全国で有名どころもそうですけど、地方でもそんなに有名じゃない温泉場のスタンドでも、人気のあるスタンドってあったんですよ。そこの営業の仕方なんかを見ていると、そこの市民とか町民の意見を取り入れながら、使い勝手がよい温泉スタンドと、条例をどんどん変えていくという。

進化していくものにしていけば、結局、これがスタートであって、そこで、僕ら、感銘を受けたのは、付加価値をつける。要は、単価、今、藤岡委員が言われたように、僕も、その表を見ると、高い、安いで一見見ちゃうんですけど、やっぱり温泉のブランドというものを重要視したときに、市民が付加価値を高めてみたいな形で、少々高くてもいいんだよみたいな意見を聞いたときに、愛される温泉になれば、そこまで行くんだなというのに。

ただ、そこに至るまでは何十年もの時間がかかっていたというのは僕らも聞いたものですから、ぜひ、この条例がスタート地点となって、ある程度のところでまた改定をしていくというタイミングが来ると思うんですけどね。利便性というか、使い勝手がまずいじゃ、これは条例がすばらしくても中身がポンコツじゃ困るものですから、何とかその辺だけは、現実の物とこの条例とかが同じてんびんでうまくバランスが取れるように

してもらえると。これも完全な意見ですけど、よろしく願いいたします。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

○奥川清孝委員 条例の関係で1点お伺いしたいですけれども。

今、焼津市には温泉供給条例というのがあって、基になると言ったらあれですけど、それが今度、スタンド条例をつくるわけですけれども、あえて、今の温泉条例に手をつけずに、スタンド条例で非常に最後まで決めて、基の温泉条例にはない部分まで位置づけているというのは、どういう理由でしょうか。

○多々良智彦商工観光課長 今の温泉条例のほうなんですけれども、温泉条例のほうは、埋設管でありますとか供給する管といいますか、地下に埋まっているものの供給の話がメインということになっておりまして、温泉スタンド条例のほうは、地面じゃなくて、そこから地上に出たもので、実際供給する施設といいますか、その形になりまして、ここをはっきり切り分けたいなところがありまして、そのほうが、市民にとっても、地下に埋まっている施設の話と地上に出ている供給の話だと分かりやすいのかなというのがありました。

それで、他市も参考にしますと、他市も供給条例とスタンド条例とを分けてつくっていることが多かったものですから、それで、今回は分けてやるという話になりました。

○奥川清孝委員 大体分かりました。

一応、市民向けには、まず、焼津市には温泉があるということで温泉条例のほうに先に目が行くもので、その温泉条例の中で見ていくと、これはスタンドがあって位置づけられていて、スタンドについては別途定めるということも温泉条例のほうで言うておけば、こちらのほうでそんな細かくやらなくてもいいのかなってちょっと思ったものですから、また、今度、指定管理者とか委託、温泉のそういうような部分も検討されているようであれば、そういうときに見やすい条例にさせていただくほうがいいかなという感じはしました。

終わります。

○川島 要委員長 ほかにありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 ないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

議第49号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○川島 要委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済部所管の議案の審査を終了いたします。

経済部の皆様、御苦勞さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

- 川島 要委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、建設部所管の議案審査に入ります。
議第51号「焼津市道路線の認定について」を議題といたします。
当局に対し、質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。
- 奥川清孝委員 道路認定の関係ですけれども、まず、大住中島分譲地四号線のところの参考資料40ページの図面には、まず、非常に道路が変形しているというところが気になっていたんですけど、それと、起点、終点って短いものであれなんですけど、これはどっち側と言ったらいいのかな、東側になるんですかね。接続道路。
- 岡田光正委員 チビッコ広場のところ。
- 奥川清孝委員 接続道路の、これ、6メートルで多分認定の基準になっているんじゃないかと思うんですけど、そのところから接続していく道路、袋小路は駄目だもんで、そのところが何メートルなのかなというのを、そこから今度は広い道路まで行くに4メートルあるのかどうかって、この図面だと分からない。まず、その道路、接続道路の幅員を教えていただきたいです。
- 福與久信土木管理課長 接続道路で、今40ページのほうを見ていただいていると思いますが、ページの下のほうが県道大富藤枝線と接続する道路となりますので、接道の道路としましては、6メートルの幅員を確保しつつ、土地の形状上、三角地がありますので、そこは道路の余剰地としております。このところには、余剰地としてこの先行き止まりという看板をつけさせていただいております。そこから東のほうに向かって、右上のところは、ここで行き止まりとなります。この反対側も民地と水路がありますので、ここで行き止まりとなりますので、ここには行き止まりのガードレールという形でつけさせていただいております。
ですので、ここは県道大富藤枝線しか接道するものがないということになります。
以上です。
- 奥川清孝委員 そうすると、これ、袋小路と、こういう場合は言わないんですか。
- 福與久信土木管理課長 奥川委員のおっしゃるとおり、この場合には袋小路という形になります。
- 奥川清孝委員 袋小路でも、市の認定はいいですか。
- 福與久信土木管理課長 これにつきましては、都市計画法の開発許可基準のほうでありまして、その中で袋小路は認めるという形で取っておりますので、土地利用の段階で各関係課と確認を取って、その件について袋小路もオーケーということで確認をしているところでございます。
以上です。
- 奥川清孝委員 都市計画の開発行為で許可になっている。市道の認定要綱と、どっちが上位なんですか。
- 福與久信土木管理課長 すみません。今の上位ということになりますので、まず、上位としては認定要綱のほうになります。ただし、この開発許可の中で建築基準法の関係で確認をして、最終的にそこが市道として認定できるかどうかを確認しておりますので、

最終的には市道の認定要綱のほうが上位になっていくものだと思います。

以上です。

○川島 要委員長 よろしいですか。

○奥川清孝委員 ちょっとピンと来ないんですけど。そうすると、そこは後でまた考えるんですけど、まず、県道大富藤枝線のほうから入ったところが一部三角でごちゃごちゃしたところがありますよね。そこは道路と、そのところは現場を確認しなくて発言しちゃって申し訳ないんですけど、ここは道路のような形になっているんですか。

○福與久信土木管理課長 現場のほうは、外側の道路と、形状としてあります外側のところが今回の認定のところになります。内側に三角とかあるところが変形をしておりますので、道路を誘導するために右側に寄せた形にしておりますので、左側の台形になった形は回転広場という形で、ここは行き止まりになりますので、入って間違っただけには、ここで回転できる場所としております。最終的な行き止まりのところも、ここも間違っただけでも回転ができるという形で回転広場を設けているということになります。

以上になります。

○奥川清孝委員 聞いたのは、その小さい三角で、多分、車の寄せになっていると思うんですけど、そのところに三角みたいなのが3つあるじゃんね、このことでは。これは認定した道路ということですか。それとも、それは認定していないとか、道路との境がどうなっているのかなど。

○福與久信土木管理課長 すみません。ここは全て認定をしております。

○奥川清孝委員 している。

○福與久信土木管理課長 今の三角のところは、安全帯という形じゃないですけど、デリネーターといって、誘導する標識みたいな棒を立てて、そこへ誘導するように設置をさせていただいております。

○奥川清孝委員 そうすると、その三角のところは、全部道路として使用しちゃうほうが幅員が広がると思うんですけど、そこは、なぜこういう形になっているんですか。

○福與久信土木管理課長 警察のほうの指導ということもありまして、交差点はなるべく90度にするというところがありますので、ここをそのまま斜めにする、歩道もありますので危険性があるということで、基本的に交差点については直角になるようにということで、こちらを指導して、誘導するようなものを設置させていただいているところでございます。

○奥川清孝委員 交差点のところは隅切りをしてもらっていると思うんですよ、交通安全上。それじゃ、今は隅切りはしないということですか。

○福與久信土木管理課長 説明不足で申し訳ございません。今、県道大富藤枝線側の起点になります。その右側は今言ったように隅切りがございまして、真ん中の線がややこしくして申し訳ない。ここは、そういう形で、そういう誘導の棒をやっていますので、ここで一部隅切りがあるという形で、あくまでもデリネーターという標識、棒のもので誘導していますので、最初の交差点の四角にはそういうものがございませぬので、今、区切りとして線を入れさせてもらったものですから、現場のほうは隅切りがございまして、よろしくお願ひします。

○奥川清孝委員 分かりました。

じゃ、次の参考資料42ページ、43ページも絡んでくるんですけど、まず、42ページのほうのところは、今の理論でいくと、隅切りのあるところとないところがあると、これはどういう意味ですか。

○福與久信土木管理課長 この42ページにつきましては、上部のほうにない。

○奥川清孝委員 だから、上部の下。

○福與久信土木管理課長 すみません。まず、起点のほうにつきましては、ここが今回の開発の中の第三者の土地になるということで、その買収がかかってしまいますので、この部分はそのままだせていただきまして、左側の隅切りを少し大きめに取っていただいて、交差部をスムーズにできるという形にさせていただいています。

この路線に関しましても、最終的に下側、ここも行き止まりになります。ここも、先ほど言ったようにガードレールで通行止めにする、通行ができない形にしておりますので、ここには隅切りが設置されておられません。

以上になります。

○奥川清孝委員 分かりました。袋小路のほうが気になるんですけどね。

42ページのところのあれ、これは開発をすると同時に市道認定をするのか、もともと開発されていて、それから、後でこれは市道認定をするというケースですか。どっちか。

○福與久信土木管理課長 まず、開発のほうで実施をしまして、その後、市道部分につきましては、分筆登記をしていただいて帰属されますので、分譲のほうに先にされております。そして、その後、登記の確認をした後に、今回のようにして市道認定をさせていただくこととなります。

○奥川清孝委員 分かりました。

それから、参考資料44ページのところは、これは多分、開発工事が既に終わっているところで、後で道路認定というケースだと思うんですけど、やっぱり後で認定だもんで、ここも隅切りはなかなか取りにくいということですか。

○福與久信土木管理課長 すみません。44ページにつきましては、今、奥川委員がおっしゃったように、以前開発で建てられて、その後、この市道について寄附という形で来た案件になります。もともとが、この道路が私道という形で、この寄附を受けるに当たって、私道の市道認定要綱というものがありますので、その中身を確認させていただきまして、まず、4メートル、それと市道との接続があるかどうか、排水施設が完備されているか、そういうものをご確認しておりますので、まず、左上の隅切りにつきましては、これは現況あるものになります。右側の道路と接続するところの、すみません、矢印のところちょうど長四角で8メートルと記載されているところ、これは水路になりますので、ここには、水路の床板がかかっております。この水路も広いものですから、その床板の部分を隅切りと勘案して道路と接道できるというところから、この寄附の申出を確認させていただいて、認定をしたものになります。

以上になります。

○奥川清孝委員 そうすると、44ページのところの最大幅員って8メートルというのは、その水路のことを指しているということなんですね。

○福與久信土木管理課長 奥川委員がおっしゃるとおりで、隅切り部分を床板という形で設けて、道路橋として使っているということになります。

以上になります。

○奥川清孝委員 分かりました。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

○奥川清孝委員 今、開発行為のあれがたくさん出ているんですけど、開発行為をしたところと、開発行為、ここをやりました、ここをやりました、開発行為しました。その間がどうしても整備ができないと、開発行為をしたところは6メートル道路と言っているけど、その後のところがどうしても4メートルだとか、4メートルないよという部分があると、非常に開発行為をしたために乱開発になるので、道路認定をする場合に、やはり開発行為を含めて、そういう指導をしていったほうがいいかな。意見だけです。

○川島 要委員長 よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 質疑、意見を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

議第51号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○川島 要委員長 挙手総員であります。よって、本案は可決をすべきものと決しました。

以上で、建設所管の議案の審査を終了いたします。

建設部の皆様、御苦労さまでした。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

建設経済常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 (10 : 44)